（大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項ただし書中「第四条第一項第二十八号若しくは第二十九号」を「第四条第一項第二十九号若しくは第三十号」に改め、同条第五項中「又は第三十号」を「、第二十四号（同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十一号」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第十四条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条を次のように改める。

（道路局道路交通管理課の所掌事務の特例）

第十七条　道路局道路交通管理課は、第百八条各号に掲げる事務のほか、平成三十三年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一　踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項の規定による踏切道の指定に関すること。

二　踏切道改良促進法第四条第一項に規定する地方踏切道改良計画及び同法第五条第一項に規定する国踏切道改良計画に関すること（保安設備の整備に関することを除く。）。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

第二条　道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十九号、第三十二号及び第三十三号」を「第三十号、第三十三号及び第三十四号」に改める。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第三条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項ただし書中「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」を「第四条第一項第二十九号及び第三十号」に改める。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第四条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第二十五号、第二十六号、第二十八号、第二十九号及び第三十四号」を「第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十号及び第三十五号」に改め、同条第二項ただし書中「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」を「第四条第一項第二十九号及び第三十号」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　森山　裕
国土交通大臣　石井　啓一

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百八十三号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第二条の改正規定中「第三十九条第一号から第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第一号」を加え、「法第四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改め、同令第三条の改正規定中「第三十九条第一号から第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、同令第十一条第五項の改正規定中「第十一条第五項」の下に「及び附則第二条」を、「第三十九条第一号から第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、「法第四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改め、同令附則第二条から第七条までの改正規定を削る。

第二条中「第三十九条第一号から第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加える。

附則第一条中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

附則第二条第一項中「又は第五号」を削り、同条第二項中「主務大臣」の下に「（養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事）」を加える。

附則第三条中「第三十九条第一号から第三号まで」の下に「又は第四十条第二項第二号」を、「それぞれ新法第四十条第二項第一号から第三号まで」の下に「又は第五号」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定によりされている同項に規定する新指定（社会福祉法等の一部を改正する法律第五条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号までの規定による学校又は養成施設の指定に係るものに限る。）の申請又は同令附則第二条第二項の規定によりされている当該新指定は、それぞれこの政令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定によりされた当該新指定の申請又は同条第二項の規定によりされた当該新指定とみなす。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎